

輪島市監査公表第31号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年11月9日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年11月2日（水） 放送課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○ケーブルテレビ使用料の滞納については、滞納額削減を図る努力を行っており、例えば滞納者の家庭を訪問し、このままでは契約を打ち切らざるを得ないこと等を話し合いした結果、納入してもらったケースもあることを伺った。

引き続き文書による督促・電話催告の徴収対策に努めると共に、いろいろ工夫して滞納額縮減に向け努力されることを期待したい。なお、今後とも魅力ある番組制作に努め、ケーブルテレビ加入者獲得の努力もお願いしたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① ケーブルテレビ・インターネット使用料の滞納について

滞納額の削減に向け、今後も、計画的に職員一丸となり取り組まれない。